

東川水系 河川整備計画

令和 4 年 3 月

愛 媛 県

東川水系河川整備計画

目 次

1.	東川流域の概要	1
2.	東川の現状と課題	3
2.1	治水の現状と課題	3
2.1.1	主な洪水被害	3
2.1.2	治水事業の沿革	4
2.1.3	河川の維持管理	4
2.2	河川利用の現状と課題	5
2.2.1	河川水の利用状況と課題	5
2.2.2	河川流況の状況と課題	6
2.2.3	河川水質の状況と課題	6
2.3	河川環境の現状と課題	7
2.3.1	動植物の生息・生育の状況と課題	7
2.3.2	河川空間の利用状況と課題	10
3.	河川整備計画の目標に関する事項	11
3.1	河川整備計画の計画対象区間	11
3.2	河川整備計画の計画対象期間等	11
3.3	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	12
3.4	河川の適正な利用に関する目標	12
3.5	河川環境の整備と保全に関する目標	12
3.5.1	動植物の生息・生育・繁殖環境	12
3.5.2	水質	13
3.5.3	河川空間の利用	13
4.	河川整備の実施に関する事項	14
4.1	河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される 河川管理施設の機能の概要	14
4.1.1	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	14
4.1.2	河川工事の種類及び施行場所	15
4.1.3	河川環境の整備と保全に関する事項	18
4.2	河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項	18
4.2.1	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	18
4.2.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	19
4.2.3	河川環境の整備と保全に関する事項	19
4.3	河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	20
4.3.1	水防に関する事項	20
4.3.2	流域における河川管理の取組への支援に関する事項	20
4.3.3	災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項	20
4.3.4	環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項	20

1. 東川流域の概要

東川^{ひがしがわ}は、その源を新居浜市西部にある標高 958m の辻ヶ峰^{つじがみね}に発し、急峻な山地を経て平野部に至り、新居浜市の市街地を北流し新居浜港に注ぐ、流域面積 16.3km²、河川延長 7.7km の二級河川である。平野部の途中では、支川の西河川^{にしごがわ}が合流する。流域内人口は約 21,000 人である。

東川水系の流域は、すべて新居浜市に含まれる。新居浜市は、江戸時代の別子銅山開坑^{べっしどうざん}以来、銅の精錬を主体とした企業城下町として栄え、東予新産業都市の中核として瀬戸内有数の工業都市に発展してきた街であり、その市街地から河口付近の企業・工業地帯を流下する本水系における河川整備の意義は極めて大きい。

また、自然環境に乏しい市街地にあつて、地域住民にやすらぎと潤いを与える貴重な空間となっている。

流域の地形は、上流域から順に、大起伏山地、砂礫台地、扇状地性低地、三角州性低地で形成されている。中流域は、扇状地性低地や三角州性低地が多くを占めているが、西河川との合流部周辺は少起伏山地、下流域は、全て三角州性低地で形成されている。また、流域の主な地質は、上流域の山間部は三波川変成岩帯^{さんぱがわへんせいがん}の泥質片岩、中流域は砂岩～泥岩の段丘堆積物、下流部は河川・海岸平野堆積物となっている。

東川の流域は、中下流域の平地部が約 3 割を占めており、中流域は、昭和 50 年代頃には農地が広範囲に分布していたが、近年、減少し、宅地化が進んでいる。下流域は、宅地や市役所周辺の商業用地として、また、河口付近では、主に企業用地や、工場用地等として利用されている。

流域内には、高速道路の松山自動車道をはじめ、国道 11 号、国道 11 号新居浜バイパス、主要地方道丹生川新居浜野田線^{にゅうがわにいほまのだせん}、主要地方道新居浜別子山線^{よきんせん}等の幹線道路や、JR 予讃線も走っており、四国における交通の要所となっている。

流域内には、国指定重要文化財の「旧広瀬家住宅（平成 15 年指定）」^{きゅうひろせけじゅうたく}や、国指定名勝の「旧広瀬氏庭園（平成 30 年指定）」^{きゅうひろせし}等がある。

流域の気候は、温暖な瀬戸内海式気候に属しており、流域近接にある新居浜地域気象観測所における過去 30 年間の平均気温は 17.0℃程度と温暖である。過去 30 年間の年平均降水量は 1,400mm 程度であり、全国平均の 1,670mm 程度と比べて少ない。また、年降水量が最も多かった年は、平成 16 年の 2,780mm であり、最も少なかった年は平成 28 年の 708mm である。

■下流域（感潮域）



■中流域



■上流域



図 1 東川 現況写真

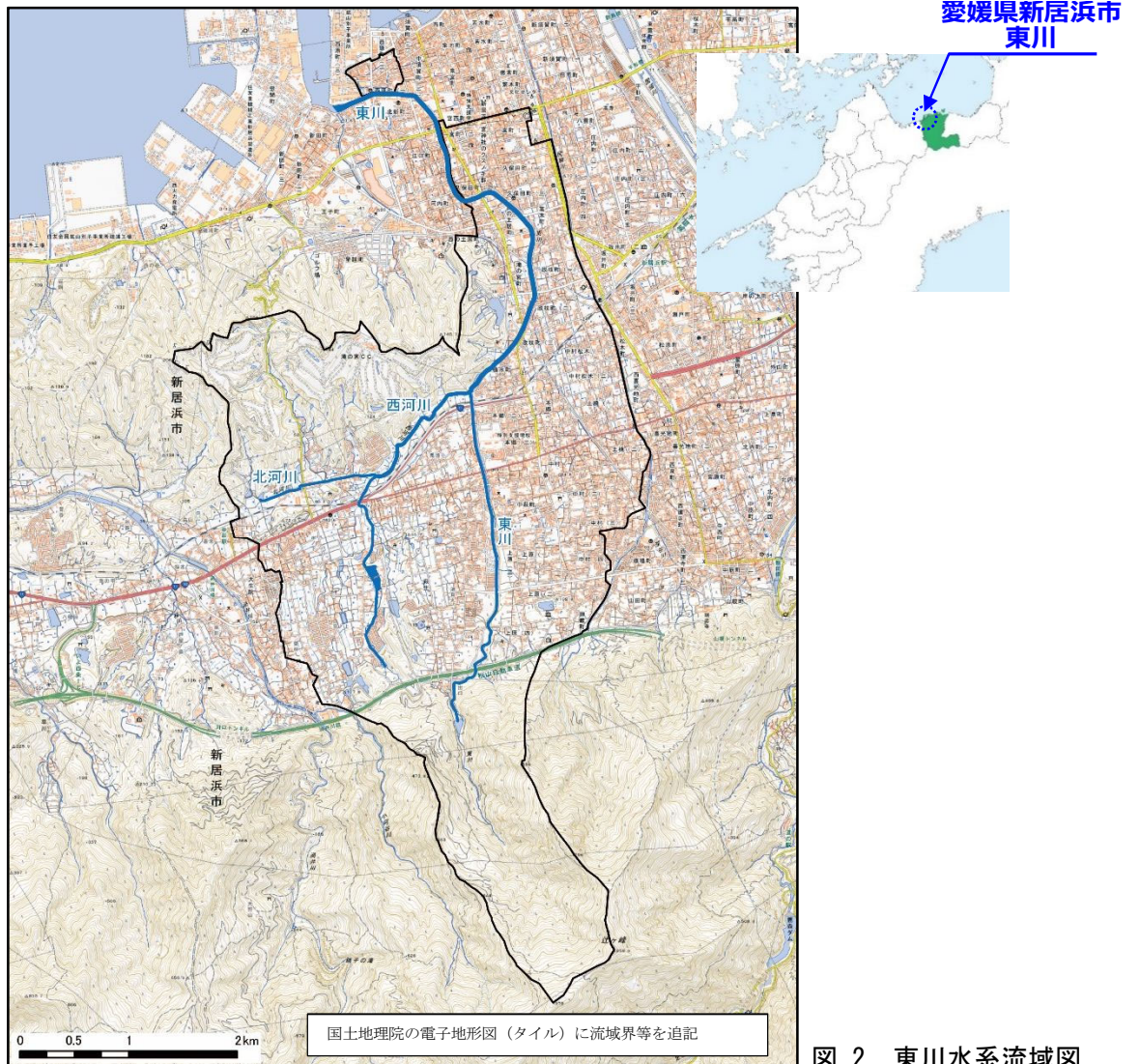


図 2 東川水系流域図

2. 東川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 主な洪水被害

東川流域における主な浸水被害は、昭和38年以降、13件発生しており、台風や集中豪雨による内水氾濫が多い。近年発生した被害では、平成11年9月15日に発生した台風16号や、平成16年9月29日～30日に発生した台風21号等があり、新居浜市内全域で甚大な被害をもたらした。東川においても、溢水した記録や護岸・橋梁等が損傷した記録が残されている。

表1 主要洪水による浸水被害

年	発生日	河川名	気象原因	水害原因	市町村名	浸水面積 (ha)	浸水戸数	
							床下	床上
S38(1963)	6月13日	東川	台風3号	-	新居浜市	8.0	-	-
S46(1971)	8月4日	東川	台風19号	溢水・浸水・内水	新居浜市	1.5	30	0
S51(1976)	9月13日	東川	台風17号	-	新居浜市	-	1,451	845
S62(1987)	10月16日	東川	台風19号	内水	新居浜市	6.75	292	15
S63(1988)	6月8日	東川	梅雨前線豪雨	内水	新居浜市	0.19	6	0
H1(1989)	8月27日	東川	集中豪雨・台風17号	内水・土石流	新居浜市	6.55	434	28
H2(1990)	8月17日	東川	集中豪雨	内水	新居浜市	7.2	282	14
H5(1993)	9月3日	東川	台風13号	内水	新居浜市	0.32	11	0
H9(1997)	9月16日	東川	集中豪雨・台風19号	内水	新居浜市	0.077	7	0
H11(1999)	9月15日	東川	集中豪雨・台風16号	有堤部溢水・内水	新居浜市	6.698	182	5
H16(2004)	8月17～18日	-	台風15号及び前線	-	新居浜市	-	982	339
H16(2004)	9月29～30日	-	台風21号	-	新居浜市	-	1,259	951
H16(2004)	10月20日	-	台風23号	-	新居浜市	-	44	14

出典) 水害統計、新居浜市地域防災計画

※平成16年の被害は新居浜市地域防災計画に記載されている新居浜市全域の値



図3 洪水時の状況写真(平成16年9月台風21号)

2.1.2 治水事業の沿革

本水系の治水事業は、これまでに一定の計画による改修事業は行われてきておらず、古来からの河道や周囲の土地利用に合わせた改修により護岸等が整備されている。また、災害復旧等により部分的な改修も行われてきた。

また、近い将来、発生が予想される南海トラフを震源とした巨大地震では、揺れや津波による甚大な被害が想定されており、基礎地盤や堤体の液状化に伴う河川堤防の法すべり・沈下等の地震・津波対策が急務になっている。

2.1.3 河川の維持管理

愛媛県では、公共の安全を保持するため、護岸、床止め等の河川管理施設の維持管理や河道の適正な確保に向けた維持管理を行っている。

堤防、護岸、堰、樋門等の河川管理施設については、定期的に巡視点検を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川利用の現状と課題

2.2.1 河川水の利用状況と課題

東川の河川水の利用については、許可水利権はなく、慣行水利権は、東川で4件、西河川で12件、北河川で3件の合計19件の届出がある。その内訳のほとんどが、かんがい用水であるが、取水実態（取水量、取水期間等）は把握できていない。

今後、東川において安定した取水や水環境を維持・向上させるために、流域の水利用形態及び取水量を把握していく必要がある。

表 2 東川水系における慣行水利権

水系名	河川名	取水場所	位置	取水目的	取水期間	かんがい面積 (ha)	
東川	東川	新居浜市横水457番2地先	左岸	かんがい			
		新居浜市中萩大永山字出口	左岸	かんがい	4/20～9/25	8.0	
		新居浜市萩生2748番地	左岸	かんがい	6/1～9/10	6.0	
		新居浜市中村西の端2169	右岸	かんがい	6/1～9/10	1.1	
	西河川	新居浜市萩生1064番地	右岸	かんがい			
		新居浜市中村	右岸	かんがい			
		新居浜市萩生2122番地先・2149番地4地先	右岸	かんがい			
		新居浜市萩生字旦之上2137番地先	右岸	かんがい			
		西河川堰止	右岸	かんがい	5/10～10/10	1.0	
		新居浜市萩生旦の上2040	左岸	かんがい	6/10～9/30	5.5	
		新居浜市萩生168	左岸	かんがい	6/10～10/10	0.76	
		新居浜市萩生池の内434	左岸・右岸	かんがい	6/10～9/30	5.0	
		新居浜市中萩岸の下1051	右岸	かんがい	5/25～10/5	1.0	
		新居浜市萩生字本郷186番地	左岸	かんがい	6/5～9/30	2.2	
		新居浜市萩生岸の下1049	左岸	かんがい			
		新居浜市萩生字本郷1028	左岸	かんがい			
		北河川	新居浜市萩生岸の下1164番地9地先	右岸	かんがい		
			新居浜市萩生川北30番地先・岸の下1255番地1地先	右岸	かんがい		
	新居浜市萩生川の北153		左岸	かんがい			

出典；慣行水利権届出台帳より整理



治丸池（ため池）



東川 取水堰

2.2.2 河川流況の状況と課題

流量については観測が行われていないため、流況資料が乏しい状況にある。流況については、今後、データの蓄積に努める必要がある。

2.2.3 河川水質の状況と課題

東川では環境基準の類型指定がなされておらず、公共用水水質測定は行われていない。

平成 27 年～令和 2 年に行われた水質測定結果（2.7k新高木橋地点^{しんたかぎぼし}）を見ると、概ね B 類型相当の水質（75%値）となっている。今後も関係機関と連携を図りながら水質の維持・向上に努める。

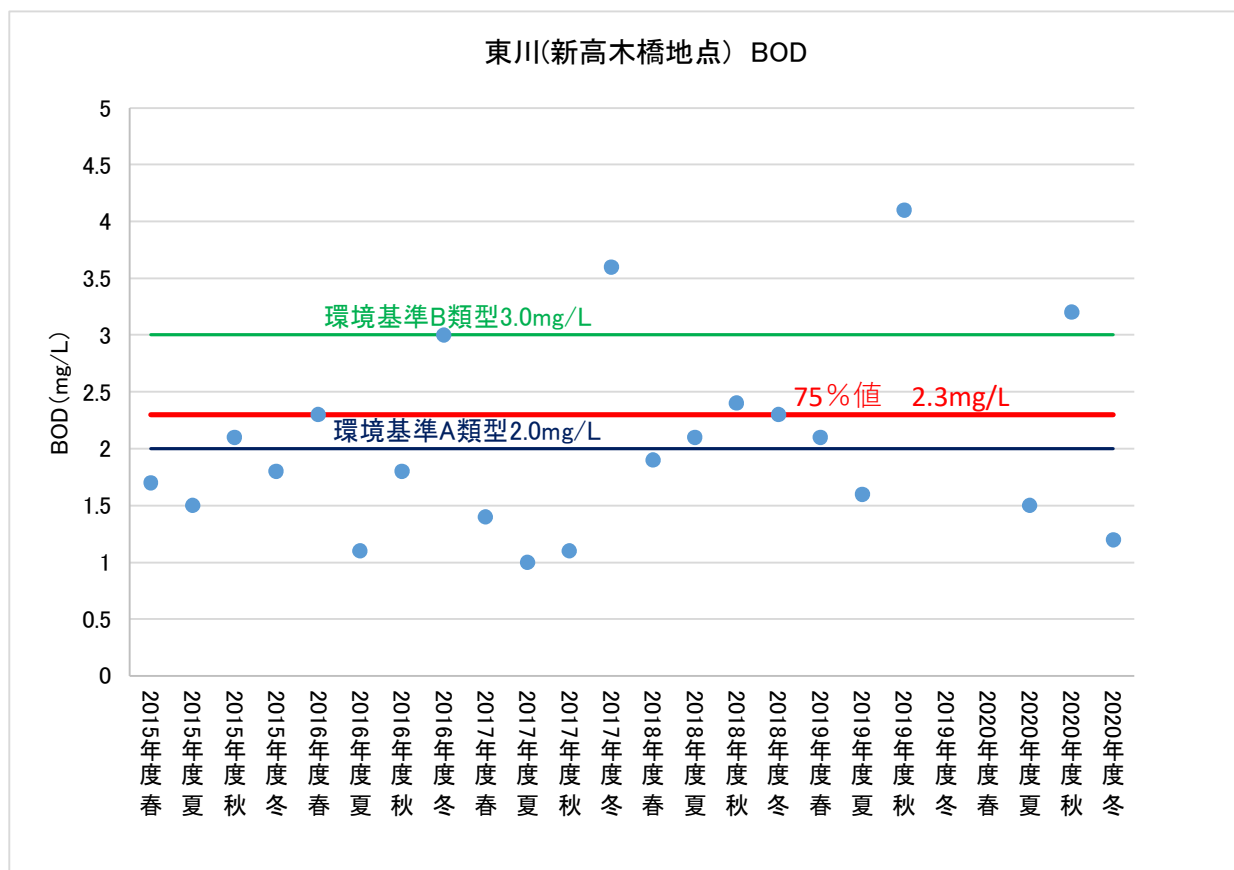


図 4 東川 新高木橋地点の水質測定結果 (H27～R2)

2.3 河川環境の現状と課題

2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題

東川では、河口から1.1km付近までの区間が感潮域であり、干潮時には砂泥質から礫質の干潟が出現する。ヒメヤマトカワゴカイ等が生息し、干潮時にはハクセンシオマネキ等のカニ類が見られる。感潮域の一部箇所にはヨシが生育しており、ユビアカベンケイガニ、ツブカワザンショウガイ、イヨカワザンショウガイ等の底生動物の貴重な生息環境として機能している。

感潮域の水域は、ボラ、ヒイラギ、マハゼ、チチブ等の汽水・海水魚及び回遊性の魚類の生息・採餌環境として利用されており、トサカギンポ等は護岸の隙間や岩礁に付着したカキ殻の中を生息場所としている。

1.1km付近より上流は、下流域、中流域、上流域の3つに河道特性が区分される。

下流域に見られる瀬や淵を、アユやオイカワ等の遊泳魚、ゴクラクハゼ等の底生魚が生息・採餌環境として利用している。中州や寄州にはツルヨシ、ミゾソバ、ヤナギタデ等が生育しており、ミナミメダカ等の魚類、ミゾレヌマエビコヤマトンボ等の底生動物がこれらの水際植生を生息環境として利用している。中流域には連続して堰や落差工が見られ、その上流に湛水域が広がっており、コイ等の魚類、ミズミミズ類やユスリカ類等の底生動物が生息している。

中流域は急勾配河道で瀬切れがみられる区間となっており、ヨモギやクズ等の陸生の植物が生育している。水域ではオイカワ、タカハヤ等の稚魚や、ドンコ、オオヨシノボリ等の底生魚も見られる。

上流域は瀬切れが多い山付の区間であり、アラカシやエノキ、スギ・ヒノキ植林等の河畔林が河道を覆っている。一部に見られる水域では、タカハヤ等の魚類、サワガニやフタスジモンカゲロウ等の底生動物が生息している。

今後も引き続き動植物の生息・生育状況を把握し、河川整備や維持管理にあたっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

表3 重要種一覧

項目	種名	カテゴリ	
植物	ナガエミクリ	環境省レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT)
	キクモ	愛媛県レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT)
魚類	ニホンウナギ	環境省レッドリスト2020 愛媛県レッドリスト2020	絶滅危惧 I B類 (EN) 絶滅危惧 II類 (VU)
	オイカワ	愛媛県レッドリスト2020	情報不足 (DD)
	ドジョウ	環境省レッドリスト2020 愛媛県レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT) 絶滅危惧 II類 (VU)
	ミナミメダカ	環境省レッドリスト2020 愛媛県レッドリスト2020	絶滅危惧 II類 (VU) 絶滅危惧 II類 (VU)
	タケノコメバル	環境省海洋生物レッドリスト (平成29年)	準絶滅危惧 (NT)
	オオヨシノボリ	愛媛県レッドリスト2020	情報不足 (DD)
	底生生物	ウミナナ	環境省レッドリスト2020
	ツブカワザンショウガイ	環境省レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT)
	イヨカワザンショウガイ	環境省レッドリスト2020 愛媛県レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT) 絶滅危惧 I類 (CR+EN)
	ヒラマキガイモドキ	環境省レッドリスト2020 愛媛県レッドリスト2020	絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT)
	クロベンケイガニ	愛媛県レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT)
	アカテガニ	愛媛県レッドリスト2020	準絶滅危惧 (NT)
	ユビアカベンケイガニ	愛媛県レッドリスト2020 環境省海洋生物レッドリスト (平成29年)	準絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT)
	ハクセンシオマネキ	環境省「レッドリスト2020」	絶滅危惧 II類 (VU)

環境省レッドリスト2020

- CR：絶滅危惧 I A類 (ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)
- EN：絶滅危惧 I B類 (I Aほどではないが近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)
- VU：絶滅危惧 II類 (絶滅の危険が増大している種)
- NT：準絶滅危惧 (現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)
- DD：情報不足 (評価するだけの情報が不足している種)
- LP：絶滅のおそれのある地域個体群 (地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)









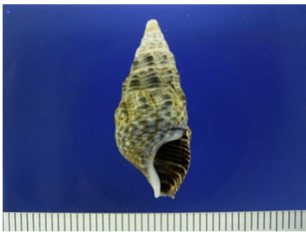
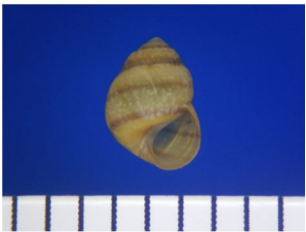
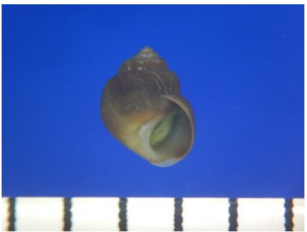



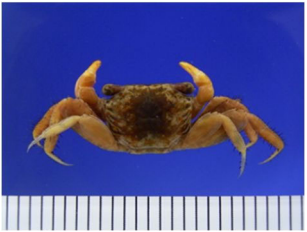

愛媛県レッドリスト2020

- CR+EN：絶滅危惧 I類 (絶滅の危機に瀕している種)
- EN：絶滅危惧 I B類 (I Aほどではないが近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)
- VU：絶滅危惧 II類 (絶滅の危険が増大している種)
- NT：準絶滅危惧 (存続基盤が脆弱な種)
- DD：情報不足 (評価するだけの情報が不足している種)

○環境省海洋 RL …「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成29年3月)の掲載種

- NT (準絶滅危惧)：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

表 4 重要種写真一覧

植物				
	ナガエミクリ	キクモ		
魚類				
	ニホンウナギ	オイカワ	ドジョウ	ミナミメダカ
				
	タケノコメバル	オオヨシノボリ		
底生生物				
	ウミニナ	ツブカワザンショウガイ	イヨカワザンショウガイ	ヒラマキガイモドキ
				
	クロベンケイガニ	アカテガニ	ユビアカベンケイガニ	ハクセンシオマネキ

2.3.2 河川空間の利用状況と課題

東川では、中上流域において、親水階段や親水空間として利用できる高水敷が整備され、河川の沿川には河川水を利用したビオトープ等も整備されており地域住民の憩いの空間となっている。

また、「愛リバー・サポーター制度」を活用し、東川水系全体で、現在3団体が愛護サポーターに登録されており、地域住民による美しい河川環境の創出に向けた河川敷美化清掃等が行われている。

河川空間の利用状況について、今後も引き続き、地域住民の生活の場の一部として、潤いを享受できる親しみやすい河川空間として保全していく必要がある。

表 5 東川水系 愛リバー・サポーター団体一覧（令和3年7月現在）

河川名	団体名	構成員数 (人)	認定区間 (m)
東川	新居浜ライオンズクラブ	34	580
	中萩螢会	34	400
北河川	きたごがわ	50	1,060



中流域の親水整備（高水敷利用と親水階段）【左：2.7k、右：3.6k】



上流域の親水整備（高水敷利用と親水階段）とホタルビオトープ

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の計画対象区間

河川整備計画の対象は、東川水系の愛媛県管理区間の全域とする。

表 6 東川水系概要

水系名	河川名	区間		下流端	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	指定年月日	備考
		上流端						
		左岸	右岸					
東川	東川	新居浜市大永山字出口 36番1地先	新居浜市大永山字山根 839番2地先	海に至る	7.7	16.3	S4.5.1 H11.3.31	
	西河川	新居浜市萩生字旦ノ上 2006番1地先	新居浜市萩生字治良丸 2377番40地先	東川合流点	3.3	—	S31.12.14 H11.3.31	
	北河川	新居浜市大生院字喜来 北山628番地先	新居浜市大生院字喜来 北山629番地先	西河川合流点	1.3	—	S35.3.31 H11.3.31	

※指定年月日下段は指定変更日

3.2 河川整備計画の計画対象期間等

本整備計画は、東川水系河川整備基本方針に基づき、東川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。

その対象期間は、今後概ね30年間とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、環境の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

東川水系における治水対策の目標は、流域の重要度、浸水被害発生状況を考慮した結果、治水基準地点の金栄大橋^{きんえいおおはし}にて160m³/sの洪水を安全に流下させることを目標とするとともに、堤防区間においては河川水の浸透等による、堤防決壊等の重大災害発生の未然防止を図る。

内水対策については、新居浜市の雨水対策等と連携し、内水氾濫の被害の軽減を図る。また、河口部においては、港湾管理者と連携しながら、台風襲来時等の高潮・波浪及び、今後発生が予想される地震・津波に対して、人命や財産を守るため、被害の軽減を図る。

気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化する中、あらゆる関係者が共同して地域の様々な水害対策を一元化し、流域規模で効果的な対策に取り組む『流域治水』について、関係機関と連携しながら被害軽減に努める。

施設の能力を上回る洪水・津波等に対しては、『逃げ遅れゼロ』を目標とし、避難支援等のソフト対策の充実を図るとともに、流域や氾濫原の特性に応じた効果的な対策を推進し、流域全体の治水安全度の向上に努める。

3.4 河川の適正な利用に関する目標

東川水系には、19件の慣行水利権が存在している。しかし、取水量等の実態が不明であることから、今後、水利関係者との連携・調整を図り、河川流況や取水実態等のデータ蓄積及び水利形態の把握に努めることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、引き続きデータの蓄積に努め、東川にふさわしい流量を設定・確保できるよう、地域住民や関係機関と連携し、流水の正常な機能の維持に努めることを目標とする。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、東川水系の動植物の生息状況を把握し、東川水系の有する生態系を保全することを目標とする。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等にあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現況の瀬や淵を保全するとともに、魚類等の移動の連続性を確保できるように努める。

3.5.2 水質

水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、公共下水道等と連携し、水質の維持・向上に努めることを目標とする。

3.5.3 河川空間の利用

河川空間の利用については、人と川のふれあいの場となるよう現在の親水空間の保全を行うとともに、地域住民が親しみやすい河川空間づくりに努めることを目標とする。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

東川本川において、年超過確率 1/10 規模の洪水を安全に流下させることとする。その流量は東川の治水基準点である金栄大橋地点において $160\text{m}^3/\text{s}$ 、河口部で $170\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道については、洪水の流下や浸水被害の軽減を図るため、河道掘削・河道拡幅、護岸整備、橋梁の架替え等の整備を実施する。

また、本川河口部において、大規模地震・津波および、高潮からの被害の防止又は軽減を図るため、必要に応じて堤防の嵩上げや河川管理施設の耐震補強等の対策を実施する。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し、実施するとともに、自然環境の保全・復元に努め、河岸では植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

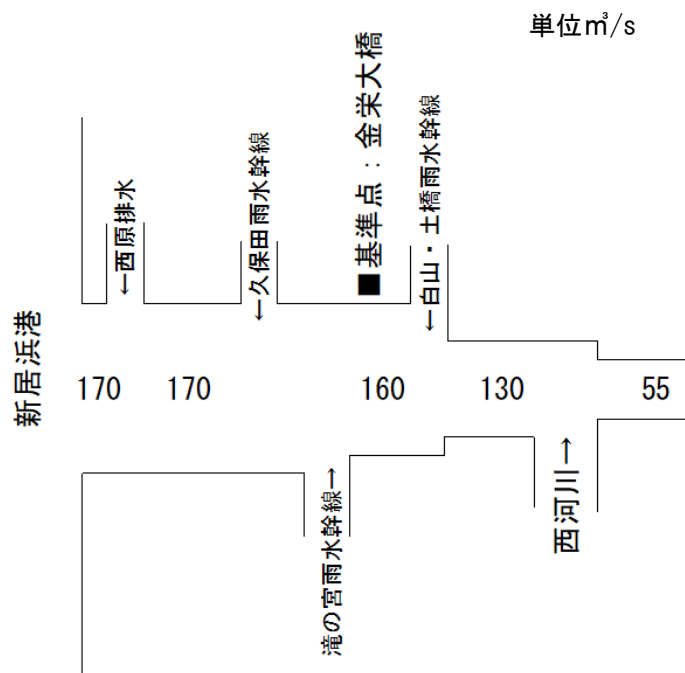


図 5 東川水系計画高水流量配分図

4.1.2 河川工事の種類及び施行場所

東川は年超過確率 1/5 の規模以下の洪水によって被害が発生する状況にある。現在 0.0km（河口部）～4.0 km（西河川合流点下流）は計画流量に対して、一連区間で流下能力が不足している状況であり、河積を広げる整備が必要となる。計画規模の洪水を対象に河道掘削・河道拡幅、護岸整備を行うとともに橋梁の架替え等を実施する。

整備計画の施行区間は、流下能力が不足する「0.0k（河口）～4.0k（西河川合流点下流）」を対象に整備を行う。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は、上記にとらわれずに必要に応じて実施する。

表 7 河川工事の種類

河川名	範囲	種類
東川	0.0K～4.0K	河道掘削、河道拡幅、護岸整備 橋梁架替え、取水堰改修（撤去・復旧）

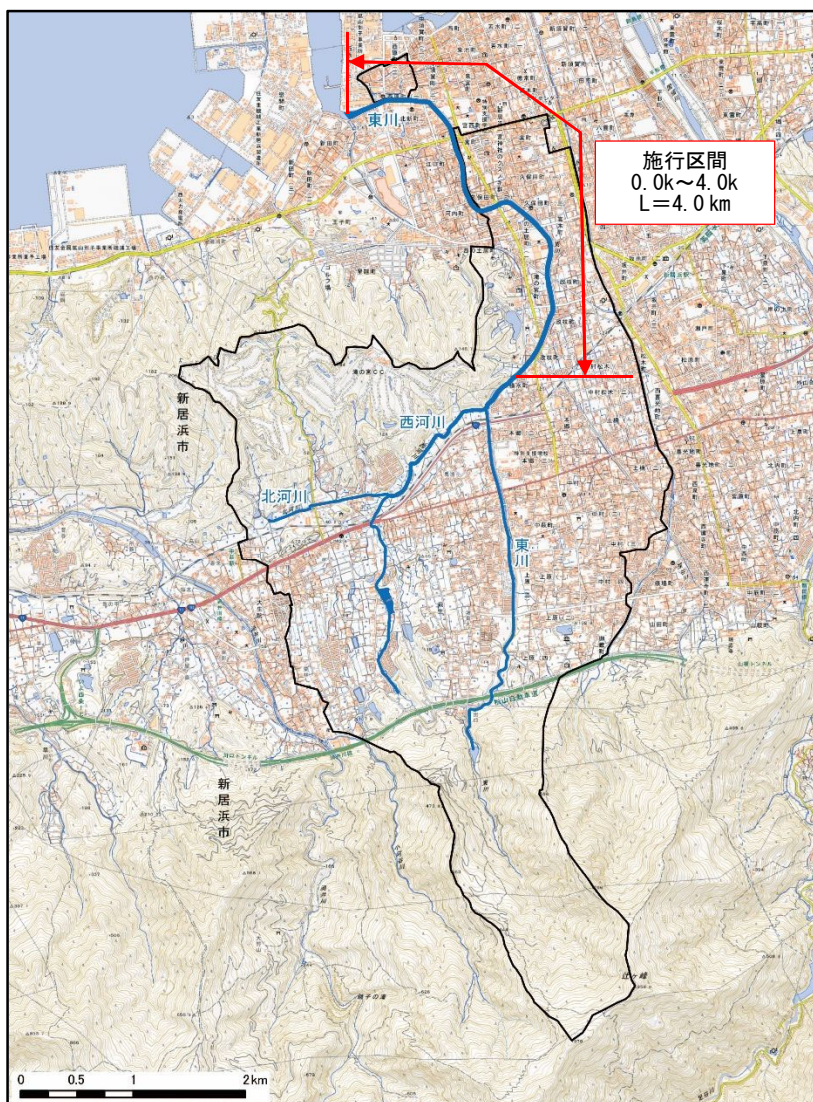
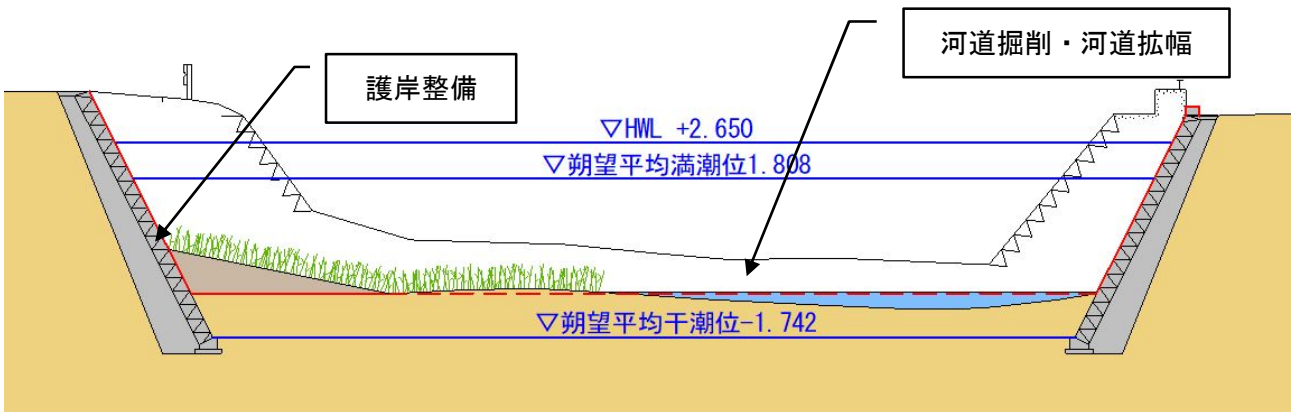


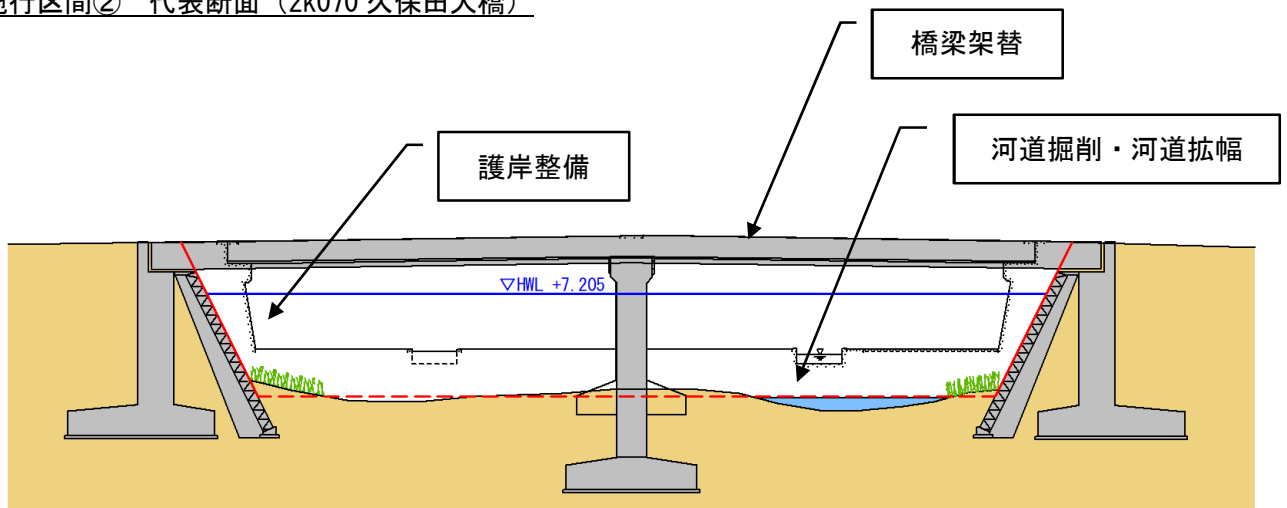
図 6 河川工事の施行箇所位置図

※実際の河川工事範囲は、今後の詳細検討を踏まえて決定する。

施行区間① 代表断面 (0k800)



施行区間② 代表断面 (2k070 久保田大橋)



施行区間③ 代表断面 (4k000)

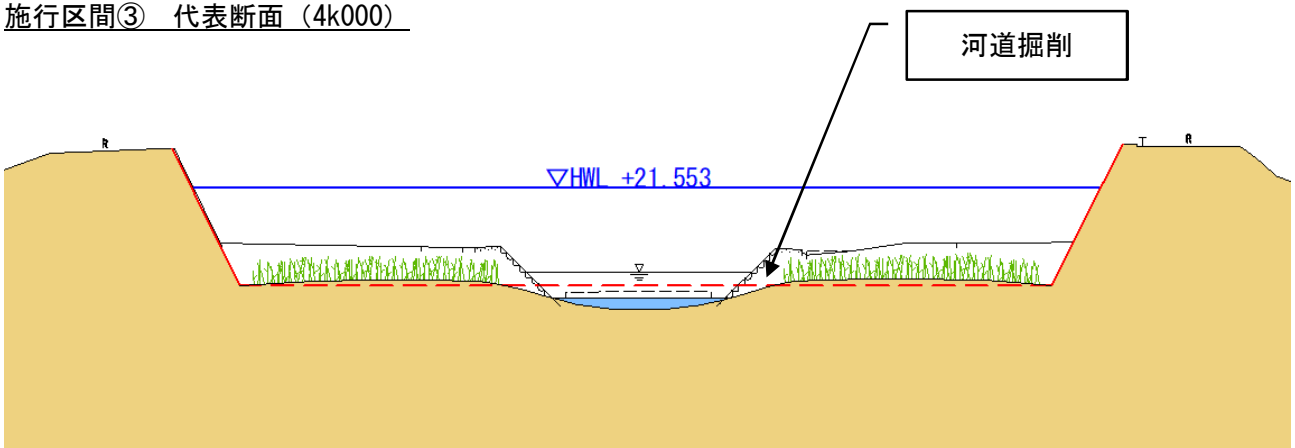


図 7 東川改修横断面図

※改修におけるイメージ断面であり、実施にあたっては、今後の詳細調査・検討を踏まえ決定する。

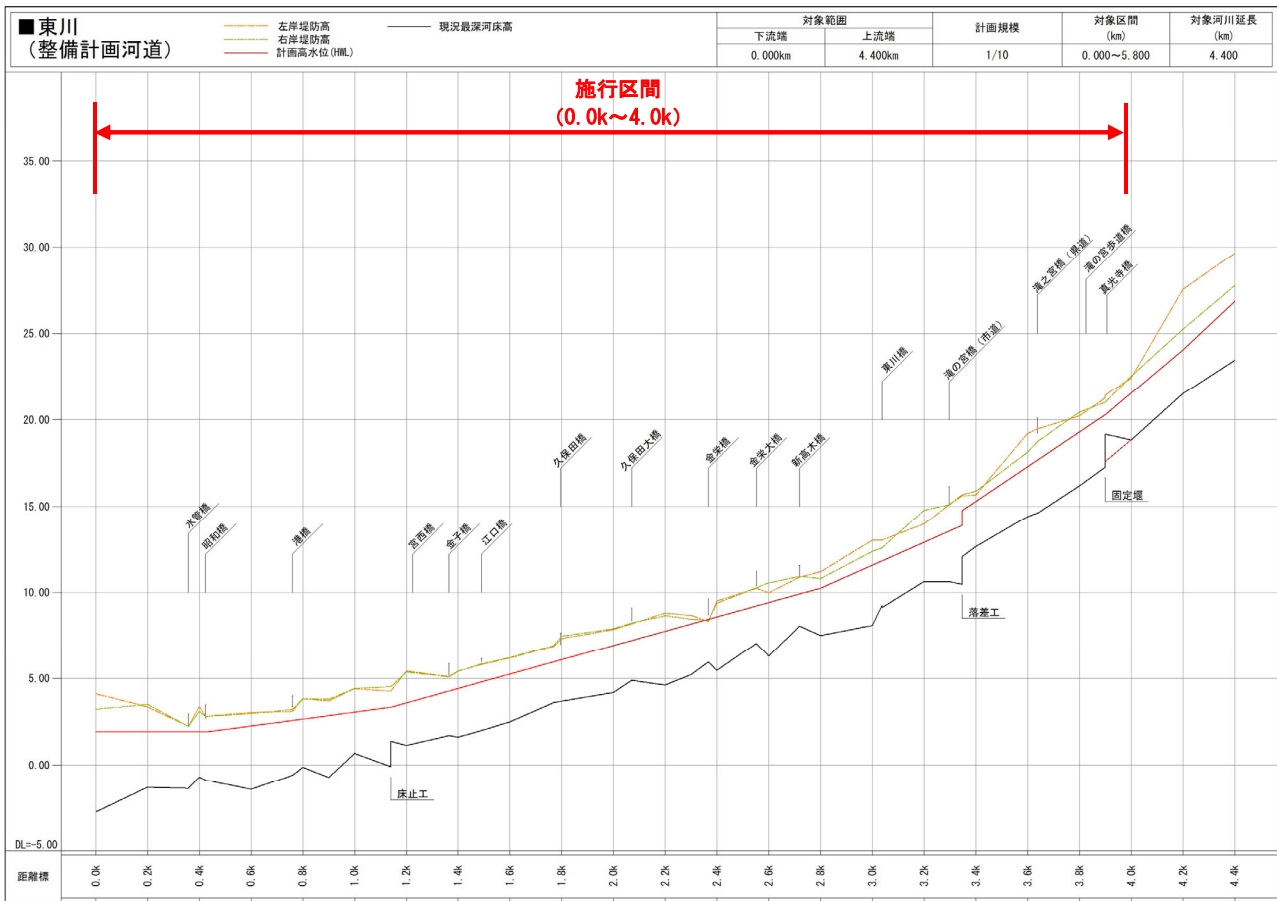


図 8 東川縦断面図

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、現在の生物の生息、生育状況の把握に努め、瀬や淵の復元や魚類等の移動の連続性を確保するように努める。

河岸では、植生が回復するように水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行うものとする。

特に、重要な動植物の生息が確認された場合には、重要な動植物の生息・生育環境に対してできるだけ影響の回避・低減に努め、河川環境の維持を図る。

重要種である「ニホンウナギ（絶滅危惧Ⅱ類）^{※3}」、「ドジョウ（絶滅危惧Ⅱ類）^{※3}」、「ミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類）^{※3}」等への影響に配慮し、河川環境の保全を図る。

また、中下流域では水環境の保全に努めるため、周辺地域や関係自治体等と調整し、水質の汚染・濁濁防止に配慮し、河川環境を保全できるよう整備を推進する。

上流部では、河道内にも残存している限られた自然環境を活かし、潤いと豊かな生物多様性を有した河川環境の整備と保全を図る。

なお、外来種については、関係機関と連携して生息・生育状況の把握に努めるとともに、河川整備箇所特定外来生物が確認された場合には、関係法令に基づき移出入の防止に努める。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川維持の種類及び施行の場所

河川内を点検し、危険箇所・老朽箇所等の早期発見及び補修に努める。

河川管理施設等については、長寿命化計画に基づき計画的かつ効率的な維持管理に努める。

出水により土砂が堆積し、洪水流下の阻害となる等、治水上支障をきたす場合は、環境面に配慮しつつ、河床掘削等の必要な対策を検討する。また、出水等による堤防、河岸の浸食や河床の低下は、護岸の構造物基礎が露出するなど、災害の要因となるため、これら変状の早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

河川の維持管理、災害復旧に伴う工事では自然環境に配慮した工法を採用する。

(2) 危機管理体制の整備及び浸水被害軽減対策

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、雨量・河川水位の警戒情報等をメールで自動送信するシステムの整備等、迅速かつ的確に地域住民に対して河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等の浸水被害の防止又は軽減に向けての対策を実施する。

なお、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化する中、計画規模を上回る洪水や高潮等の発生、又は整備途中における施設能力以上の洪水の発生に備え、関係機関や地域住民等と連携を図りつつ、ハザードマップの活用支援や水害防止体制の構築などを推進し、被害の軽減に努める。

さらに、関係機関と連携をしながら『流域治水』を推進し、地域の様々な水害に対して被害軽減を図る。

^{※3} 愛媛県レッドリスト2020のカテゴリーによる分類。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川は公共用物であることから、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持に併せて、まちづくりと一体となった整備等、多様な要請に応えられるよう、相互の調整を図りつつ、適正に管理していく必要がある。

また、河川敷への不法投棄は河川利用に著しく支障を与える行為であることから、厳正に対処していく必要がある。

流水の正常な機能の維持については、動植物の保護、景観や既得水利の取水のために、河川には常時一定流量以上の流水を確保することが望ましい。水環境を維持・向上を図るために必要な水量（正常流量）について、今後、地域住民や関係機関と連携し、設定できるよう努める。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

東川に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現況の瀬や淵の保全及び魚類等の移動の連続性の確保に努める。

(2) 水質の保全

水質の保全にあたっては、東川は「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、定期的な水質観測を実施し、その動向を監視していくとともに、下水道事業等の各種事業を推進し、関係機関や地域住民と連携の上、水質の維持・向上に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、東川における利用状況及び新居浜市の都市計画・環境保全計画等を踏まえて、人と川のふれあいの場となるよう親水空間の保全に努める。また、地域住民と協力し、河川美化運動の推進に努める。

4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

4.3.1 水防に関する事項

洪水や津波・高潮等に関する情報の連絡体制として、『逃げ遅れゼロ』を目標に大規模氾濫に関する減災対策協議会を立ち上げており、新居浜市等の関係機関と連携し、ハザードマップ・タイムラインの作成やホットラインの構築、プッシュ型のメール配信等の情報伝達体制の整備を推進する。

また、防災訓練による水防体制の強化や普段からの地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う等、ソフト的な洪水対策を実施する。

4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項

河川整備に関しては、地域住民の意見を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら実施する。

新居浜市及び地域住民に対しては、洪水被害を軽減する施策に必要な資料の提供や水防活動の支援を行う。

地域住民に対しては、河川愛護の啓発に努め、河川の維持等に関して積極的な参画を求めていく。

4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項

河川管理施設の定期点検による危険箇所・老朽箇所の早期発見及び補修、流下能力確保のための河床堆積物の排除等の必要な対策を講じる。

4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項

河道改修にあたっては、動植物の生息や生育地に配慮した瀬や淵の保全、親水性に配慮した整備を行う。また、地域住民と協力して河川美化運動の推進に努める。